

## 物価高騰対応重点支援給付金 (10万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰対応重点支援給付金 (1世帯あたり10万円) は、エネルギーや食料品価格などの価格高騰の影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。

### 支給対象世帯

令和5年12月1日時点において中央市に住民登録があり、かつ、世帯全員が令和5年度「**住民税均等割のみ課税者**」の世帯か「**住民税均等割のみ課税者と均等割非課税者**」で構成される世帯（「**住民税均等割のみ課税世帯**」という。）

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象外

### 支給対象と申請の有無

令和5年度  
「**住民税均等割のみ課税世帯**」

令和5年1月2日以降に  
中央市へ転入した方もしくは  
未申告の方がいる世帯

**確認書**が届きます  
(要返送)

返送・申請期限  
令和6年5月31日必着



詳しくは裏面「I」へ

**申請**が必要です  
(要返送)

返送・申請期限  
令和6年5月31日必着



詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

世帯員の全員が、住民税が課税されている者に扶養されている者からなる世帯ではない世帯

※例えば、親（課税）に扶養されている大学生の単身世帯や、子（課税）に扶養されている両親の世帯は課税要件を満たしていても支給対象外となります。

### I 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、中央市から、給付内容や確認事項が書かれた支給要件確認書が届きます。
- 中身を確認して、中央市福祉課に返信してください。

#### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



### II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合等、中央市で令和5年度の課税状況が確認できない世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 対象となりうる世帯に、申請書（請求書）が届きます。

窓口にも申請書を備えてあります。また、ホームページから用紙のダウンロードも可能です。

- 申請書に必要事項を記入して、所得課税証明書などの添付書類とともに中央市福祉課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



### 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方への支給について

・配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している方は、一定の要件を満たしている場合、重点支援給付金をご自身が受給できます。手続きが必要となりますので、該当する方はお問合せください。



**申請期限 令和6年5月31日（金）**

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### お問い合わせ

中央市役所 福祉課 ☎055-274-8544  
受付時間 平日 8:30~17:15